

指定認知症対応型共同生活介護事業
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書

メディカルケア株式会社
八幡グループホームみのり

令和 7年 2月 1日改正

八幡グループホームみのり
TEL : 026-272-5020

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

<令和7年2月1日現在>

1 認知症対応型共同生活介護を提供する事業者について

(1) 事業者の名称、所在地、連絡先

事業者の名称	メディカルケア株式会社
事業者の代表者氏名及び職名	代表取締役社長 武田 洋 (ライフサポート事業部部長 宮原 宏之)
事業者の所在地	〒387-0013 長野県千曲市小島 3172
事業者の連絡先	(電話) 026-273-4115 (FAX) 026-273-4116 ホームページアドレス http://www.sakura-care.co.jp/
事業主体の設立年月日	平成15年10月1日

(2) 事業者が当該都道府県内で実施する他の介護サービス

福祉用具貸与・特定福祉用具販売	サクラケア 12 店舗
地域密着型特定施設入居者生活介護	サクラポート八幡
サービス付き高齢者賃貸住宅	サクラポート植生 サクラポートカ石
居宅介護支援	サクラケア千曲店
通所介護	サクラポートカ石
訪問介護	ヘルパーステーション植生 サクラポートカ石
訪問看護	訪問看護ステーション植生

2 事業所の概要

事業所の名称	八幡グループホームみのり
事業所の所在地	〒387-0023 長野県千曲市八幡 2003-2
事業所の連絡先	(電話) 026-272-5020 (FAX) 026-272-5517
事業所の開設年月日	平成 26 年 4 月 1 日
事業所の管理者及び職名	A棟 近藤 史子 (管理者) / B棟 木内 健椰 (管理者)
事業所までの主な利用交通手段	しなの鉄道線「屋代」駅より、車で 15 分
事業所の類型及び表示事項	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症対応型共同生活介護事業 (地域密着型サービス)・ 利用料の支払い方式 月払い方式・ 入居の要件 要支援 2、要介護 1～5 の認定を受け、認知症の診断を受けている者・ 居室区分 全室個室・ 介護にかかわる職員体制 3 : 1 以上

介護保険事業所番号	2091800090
事業の開始年月日	平成26年4月1日
事業の指定年月日	平成26年4月1日
利用定員	Aユニット9名 Bユニット9名 計18名

3 事業目的と運営方針

事業目的	共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方が可能な限り能力を発揮し、共同生活を送れるよう支援すること。 ・認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況を踏まえ適切にサービスを行うこと。 ・一人ひとりの人格及びプライバシーを尊重し、利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように支援すること。 ・サービスの実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、地域住民及びボランティア活動等との連携協力を行うなど、地域との交流に努めること。
サービスの 特徴	認知症対応型共同生活介護事業に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。また、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 また、自ら提供するサービスの質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表します。

4 従業者に関する事項

(1) 職員体制

職種	人員	業務内容	備考
管理者	2名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	
計画作成担当者	1名以上	契約者に係る介護計画を作成し、他の事業所や病院等との連絡・調整を行います。	1名は介護支援専門員
介護従業者	13名以上	日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行います。(入居者3名に対し1名以上の職員体制をとります。)1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数は40時間です。	
看護師		関連施設サクラポート八幡と業務連携体制となっております。	

(2) 主な職種の勤務時間

職種	勤務体制
管理者	日勤の勤務時間帯（7：00～20：00のうち8時間）常勤兼務で勤務
計画作成担当者	日勤の勤務時間帯（7：00～20：00のうち8時間）常勤兼務で勤務
介護従事者	早番（7：00～16：00） 日勤（8：00～17：00） 遅番（11：00～20：00） 夜勤（16：30～翌朝9：30）※夜勤者は1ユニット1名の職員が勤務
看護師	週2回2時間、サクラポート八幡より訪問。24時間365日連絡が取れる体制を整え、入居者の病状変化、緊急時対応を行う。

5 設備の概要

(1) 構造等

敷地		㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート平屋
	延べ床面積	645.56 ㎡
	利用定員	1ユニット9名×2

(2) 主な設備

設備	室数	面積	備考
居室	9室×2	9.12㎡～9.20㎡	全室個室
居間兼食堂	1室×2	92.35㎡	1人当たり10.26㎡
台所	1室×2	8.68㎡	
浴室	1室×2	6.00㎡	
洋式トイレ	1室×4	4.00㎡	
男性用トイレ	1室×2	4.32㎡	

6 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

①サービス内容

日常生活の援助	・家事等についての支援 ・日常生活上の支援 ・入浴、排泄、食事、着替え等の介助 日常生活の中での機能訓練
相談、援助	利用者様又ご家族様、地域の皆様等からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	看護師により、健康管理を行います。緊急時必要な場合には主治医あるいは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

レクリエーション等	当施設では季節ごとの行事や誕生会、その他園芸や趣味等のクラブ活動等の環境を整えております。ご利用者様、ご家族様と協議の上、提供いたします。
-----------	---

②費用

負担額は、法定給付サービス分（各種加算を含む）と、食費及び居住費、水道光熱費に関わる自己負担額の合計をお支払頂きます。法定給付サービス自己負担額については、「負担割合証」にてご確認ください。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金額全額をお支払ってください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

※サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

【料金表】

法定給付サービス分 自己負担額によって、負担額が変わります 【30日あたり】

要介護度	日単位 1割 【単位】	日単位 2割 【単位】	日単位 3割 【単位】	月額 (10割) 【円】	入居者負担 額(1割) 【円】	入居者負担 額(2割) 【円】	入居者負担 額(3割) 【円】
要支援2	749	1498	2247	224,700	22470	44940	67410
要介護1	753	1506	2259	225,900	22590	45180	67770
要介護2	788	1576	2364	236,400	23640	47280	70920
要介護3	812	1624	2436	243,600	24360	48720	73080
要介護4	828	1656	2484	248,400	24840	49360	74520
要介護5	845	1690	2535	253,500	25350	50700	76050

※上記には、初期加算、その他の加算は含まれておりません。

※なお、金額の計算については、加算の有無などにより単位数を合計して計算しますので、実際の請求額とは端数などに若干差異が出ます。

《加算》1日あたり

初期加算	入居日より、起算して30日以内の期間 30日を超える入院後に利用を再開した場合	30単位
入院時費用	入院後3か月以内に退院することが見込まれ、退院後再入居の受け入れ体制を整えている場合（1月に6日が限度）	246単位
医療連携体制加算Iハ	医療ニーズが必要となった場合に訪問看護ステーション等と連携し、24時間連絡がとれる体制を確保。	37単位
看取り介護加算	死亡日45日から31日前	72単位
	死亡日30日前から4日前	144単位
	死亡日前々日、前日	680単位
	死亡日	1280単位
協力医療機関連携加算I	医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保。 診療の求めがあった場合、診療を行う体制の常時確保。 1年に1回以上、病状の急変が生じた時対応等会議を開催。	100単位/月
認知症ケア推進加	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を	150単位/月

算 I II	配置し、継続的なチームケアに取り組んでいる	120 単位/月
生産性向上推進体制加算 I・II	委員会を開催し、継続的に利用者の安全・介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に取り組んでいる。 I ①見守り機器、②インカム③介護記録作成効率化に資する ICT 機器、全ての導入し、1年に1回改善取組データを提出している。 II Iで掲げる介護機器のうち一つ以上を使用。	I 100 単位/月 II 10 単位/月
サービス提供体制強化加算 I・II	I 勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置 II 介護福祉士 60%以上配置 勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上配置	I 22 単位 II 18 単位
介護職員等処遇改善加算 I・II・III・IV	介護職員の定着・効果的な人材確保の為、職場環境・処遇改善の整備を行っている。(賃金形態や資格、勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備。職場環境の改善。資質向上のため計画的に研修を実施。)	I 18.6% II 17.8% III 15.5% IV 12.5%
科学的介護推進体制加算 I	利用者の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40 単位/月
退去時情報提供加算	医療機関へ対処する入所者について、退所後の医療機関に対して、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供。	1 回 250 単位
新興感染症等施設療養費	厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを提供。	240 単位 (連続 5 日月 1 回)

《減算》

身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るための運営基準に違反した場合。	所定単位数の 10%を減算
-------------	-----------------------------	---------------

(1) 介護保険給付費対象外サービス (利用料の全額をご負担頂きます。)

居住費	1 か月 46,800 円 入院期間中もご負担頂きます。
光熱費 (共益維持費含む)	1 ヶ月 27,000 円 (1 日 900 円) 滞在日数分ご負担頂きます。
食費 (食材料費)	朝食 300 円 昼食 500 円 夕食 500 円 食事中止のご希望は、食材購入の都合上、前日までにお願いします。
紙おむつ代	必要な方 実際に使用した枚数をご負担頂きます。 尿取りパッドレギュラーサイズ 1 枚 27 円 尿取りパッドワイドサイズ 1 枚 110 円 リハビリパンツ (M~L L~LL) 1 枚 127 円 テープ止めオムツ (M~LL) 1 枚 180 円 施設に常備しているオムツ以外の物を使用される場合は、一袋単位の購入となります。必要な際に、別途ご連絡、ご相談させていただきます。

理美容代	ご希望のある方は出張によるサービスをご利用いただけます。 ヘアカット代 2400 円～ ヘアカラー代 5200 円～ パーマ代 5200 円～
その他	新聞代 化粧品代 医療費 予防接種代金 介護用品代 おしりふき代 歯磨き粉代 栄養補助食品代 イベント外食時の食事代 クラブ活動等により、材料費が発生した場合等
入院時付き添い費	1 時間 1,500 円

●体験入居の内容

1 日当たり ¥10,000 (税別) (介護保険外自費サービス) 満室時には非対応

●研修室の無料開放

地域の皆様に研修室を無料開放いたしております。ご利用の際は事前にご予約が必要となります。

7 利用料等のお支払方法

利用料及びその他の費用の額は、「6 サービスの内容と費用」に記載の金額を基にサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合算金額により、請求いたします。

上記に関わる、請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月 15 日までに郵送します。算定した前月分の利用料等を利用料明細書により、請求いたします。請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法により、お支払ください。

- ア) 事業者指定口座へのお振込
- イ) 利用者指定口座からの自動振り替え
- ウ) 現金支払い

入金の確認をしましたら、領収証をお渡しいたしますので、保管されますようお願いいたします。再発行は致しかねますのでご了承ください。

8 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する相談窓口を設置しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

9 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備し、サービス提供に当たり、ご利用者または他のご利用者の生命、または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。当施設は、

緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情体制及び手順

- ア 提供した認知症対応型共同生活介護事業に関わる利用者及びご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は以下の通りとします。
- ① 苦情があった場合は直ちに利用者と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握する。
 - ② 担当者はその場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で対応する。
 - ③ 管理者は担当者及び従業者を加え、苦情の対応に向けた検討会議を行う。
 - ④ 検討会議をもとに結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。
 - ⑤ 苦情対応台帳を作成し、苦情対応の結果を記載するとともに、再発防止に役立てる。

(2) 苦情・虐待相談等申し立て窓口

【事業所の窓口】 八幡グループホームみのり 担当者 近藤 史子	所在地 千曲市八幡 2003-2 電話番号 272-5020 ファックス 272-5517 利用時間 8:00~17:00 月曜日~金曜日
【市町村（保険者）の窓口】 千曲市役所健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地 電話番号 273-1111 ファックス 272-6302
【公的団体の窓口】 長野県国民健康保険団体連合会	所在地 長野市西長野加茂北 143-8 電話番号 238-1555 ファックス 238-1581

11 協力医療機関

協力医療機関の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ さわらび内科クリニック ・ 外来診療訪問診療 ・ 日本訪問歯科協会中條歯科診療所 訪問歯科診療 口腔ケア指導等
-----------	---

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変・事故があった場合は、速やかに利用者の主治医または救急隊、緊急連絡先（ご家族等）へ連絡をします。

又、状況により、市町村に報告いたします。

1.3 看取り介護

看取り介護は、医療的な見解から医師が回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断した場合に実施されます。本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めます。実施については、多職種と連携し看取り介護に関する計画を作成し、利用者の保証人等に同意を得て実施します。

1.4 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行う介護保険給付サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事業所が利用者に対して行った介護保険給付サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

1.5 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

事業者はサービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するなど、常に衛生管理に留意します。感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

当施設は、感染症対策の指針を整備するとともに、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

1.6 非常災害時の対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者	木内 健椰
-------	-------

- (1) 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに避難・誘導に当たります。
- (2) 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- (3) 防災訓練：消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者、地域住民の参加が得られるよう努め、消火通報、避難訓練を実施します。

1.7 事業継続計画の策定等について

事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は、職員等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (2) ②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 8 施設利用の際にご留意頂く事項

来訪・面会	面会時間 朝9:00~17:00
外出・外泊	前日までにご連絡ください。外出の際は「外出届」をご提出願います。
居室・設備・器具の利用について	本来の方法に従ってご利用ください。これに反した利用により、破損が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
喫煙	当施設内は火気厳禁となっております。
刃物	刃物類は安全上の理由により、事務所預かりとなります。
迷惑行為等	騒音等入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他入居者の居室等に立ち回らないようお願いいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
宗教・政治活動	他の入所者・職員に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者及び代理人に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

説明者 八幡グループホームみのり 管理者 印
説明年月日 令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者 住所
氏名 印

利用者代理人 住所
利用者との続柄 ()
氏名 印